

daily コラム

2026 年 6 月 2 日 (火)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

退職金化も対策です

M&Aで今年だけの富裕者所得

何十年にもわたり育み成長させてきた会社をM&Aで売却することになったら、何十億円かの値段になったりします。しかし、この値段は、何十年にもわたる長期所得そのもののなのに何の配慮もなく、その年だけ臨時に富裕層課税対策の対象にされてしまいます。

そんな中で、唯一、検討可能なのは、M&A価格の一部の退職金化です。それが、ミニマム税制度の適用において、どんな効果を発揮するか、検討します。

シミュレーションしてみると

10 億円のM&Aで、40 年勤続 2,200 万円の退職所得控除の場合の試算です。

株式代価	退職金	所得税計	ミニ税
10 億円	0	1.50 億円	1.005 億円
9 億円	1 億円	1.48 億円	0.844 億円
8 億円	2 億円	1.55 億円	0.619 億円
7 億円	3 億円	1.63 億円	0.395 億円
6 億円	4 億円	1.70 億円	0.170 億円
5 億円	5 億円	1.77 億円	0 円
4 億円	6 億円	1.85 億円	0 円
3 億円	7 億円	1.93 億円	0 円
2 億円	8 億円	2.00 億円	0 円
1 億円	9 億円	2.08 億円	0 円

所得税計とミニマム税との合計は、ミニマム税が0になったところで、最低で、その後増加します。

ミニマム税に対しては、この通り、退職金化が効果を発揮することの確認ができます。効果の主因は、退職所得が2分の1課税なので、所得全体を圧縮するからです。

ミニマム税算式を組み替える

もっと、一般化した情報にしたいと思います。次は、令和9年以降のミニマム税算式です。

(A) 基準所得金額 : (B) 基準所得税額

$$\text{ミニマム税} = (A - 1.65 \text{ 億円}) \times 30\% - B$$

M&A価格Y、退職給与X、(Y-X)を株式譲渡価格、退職所得控除Kとして、算式中のAを、 $\langle (Y - X) + (X - K) \div 2 \rangle$ に置き換え、Bを $\langle 0.15(Y - X) + 0.45(X - K) \div 2 - 4,796,000 \rangle$ に置き換えます。

置き換え後、ミニマム税を0として、算式を展開整理すると、次式に整理されます

$$X = (0.15Y + 0.075K - 44,704,000) \div 0.225$$

この算式に、Y=10 億円、K=2,200 万円を代入すると、 $X \div 4.75$ 億円になります。この時、手取額が最大になります。



もちろん、退職給与の額について、不相当高額該当か否かのチェックは必要です。